

エディオンネット契約約款

第1章 総則

(取扱いの準則)

第1条 株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法その他の法令の規定に基づきエディオンネット契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりエディオンネットサービス（以下「エディオンネット」といいます。）を契約者に提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(用語の定義)

第2条 本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信回線設備	電気通信における送受信等を行うための伝送路設備、交換設備とこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
I P 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
契約者回線	I P 通信網を使用して通信を行うための電気通信回線
加入者回線	当社もしくは他社との I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
自営端末設備	I P 通信網契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備の接続の技術的条件
インターネット接続サービス	契約者回線を介して当社が保有または指定する契約者共用の電気通信設備を経由して契約者にインターネットの利用を提供するサービス
接続サービスプラン	インターネット接続サービスまたは契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供するサービスの品目
A S P サービス	アプリケーションソフトや映像コンテンツ等をインターネット経由で提供するサービス
A S P サービスプラン	A S P サービスを提供するサービスの品目
サービスプラン	接続サービスプランおよびA S P サービスプラン
エディオンネット	当社が提供するインターネット接続サービス、アクセス回線サービス、A S P サービス、その他インターネット関連サービスの総称
契約者	当社と会員契約している者
利用契約	本約款に基づきエディオンネットの提供を受けるための契約
電気通信事業者	電気通信事業法第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出を行った者
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

(本約款の変更)

第3条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本約款を変更できるものとします。

①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

3 本約款の変更内容が、電気通信事業法施行規則第22条の2の4第1項に掲げる事項である場合は、個別に通知する方法または当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>) に掲載する方法により説明します。

(エディオンネットの種類)

第4条 エディオンネットの種類は、別記記載のとおりとします。

(提供区域)

第5条 エディオンネットを提供する区域は、日本国内とします。

第2章 利用契約

(利用契約の単位)

第6条 エディオンネットの利用契約の単位は、契約者が使用する識別符号(お客様ID等)毎に締結します。

(利用申込)

第7条 エディオンネットの利用申込を行える方は、成年者の方のみとします。

2 エディオンネットの利用申込を行う方は、本約款および関連規定の内容を承諾したうえで当社が指定する契約申込書に次の事項を記載して申し込むものとします(オンラインサインアップにより行う場合を含む)。その際当社は、自署捺印と運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示、またはその写しの提出等を求めることができるものとします。

(1) 利用申込を行う方の氏名および住所(所在地)

(2) サービスプランの種類

(3) その他、エディオンネットの提供に必要な事項

(利用契約数の制限)

第8条 利用契約数は、1人の契約者に対し2つを上限とします。ただし、当社が別途定める利用条件等をみたした場合には、3つ以上の利用契約を認めることがあるものとします。また、次の場合においても利用契約数制限の対象として同様に取り扱うものとします。

(1) 契約者が異なる場合においても料金等が同一の決済となる利用契約

(2) 契約者が異なる場合においても契約者住所が同一となる利用契約

(接続サービスプランの同時利用)

第9条 契約者は、1つの利用契約で接続サービスプランを組み合わせる利用できるものとします。ただし、利用が可能な組み合わせは当社が別途指定するものに限りします。

(利用申込の承諾)

第10条 当社は、エディオンネットに係る利用申込を承諾したときは、契約者が使用する識別符号(お客様ID等)を通知するものとし、当該通知をもって利用契約が成立するものとし、本約款は、契約者がエディオンネットを利用するにあたり適用されるものとします。ただし、当該通知が行われていない場合でもエディオンネットの利用が可能になった場合は、その利用が可能になった時点で契約が成立するものとします。

- 2 当社は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社の提供する他のサービスの料金、遅延損害金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (2) 過去に不正使用等により会員契約（その他当社が提供する商品の売買契約およびサービス利用契約を含みます。）の解除またはエディオンネット（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明したとき
 - (3) エディオンネットの利用申込書に虚偽の記載をしたとき
 - (4) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断したとき
- 3 前項の規定によりエディオンネットの利用申込を拒絶した場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、申込者と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合はこの限りではありません。

（最低利用期間）

第 11 条 サービスプランの最低利用期間は、サービスプランの種類に応じて別記で定めます。起算日は、第 24 条（エディオンネットの課金開始日）に定める課金開始日とします。

（契約期間）

第 12 条 サービスプランの契約期間は、サービスプランの種類に応じて別記で定めます。起算日は、第 24 条（エディオンネットの課金開始日）に定める課金開始日とします。

（契約事項の変更等）

- 第 13 条 契約者は、その氏名・商号・代表者・住所・支払方法等に変更があったときは、速やかに当社の指定する方法によりその旨を届け出るものとします。
- 2 契約者がサービスプランの種類を変更または追加をするときは、当社の指定する方法にて申込みを行うものとします。
 - 3 契約者がエディオンネットの休止を希望する場合は、当社の指定する方法にて申込みを行うものとします。
 - 4 契約者が本条に定める変更届もしくは申込みを怠り、または誤った届出等をしたことにより不利益を被った場合には、当社は一切その責任を負いません。

（サービス利用権の譲渡）

- 第 13 条の 2 エディオンネットのサービス利用権を譲渡する場合は、サービス利用権を譲り渡そうとする者（以下「譲渡人」といいます。）およびサービス利用権を譲り受けようとする者（以下「譲受人」といいます。）が連署した当社指定の書面により申し込むものとします。ただし、譲受人は譲渡人の配偶者、元配偶者または一親等の親族であることを条件とします。
- 2 前項の場合において当社は、譲渡人および譲受人に必要事項を確認するため、当社が別途指定する証明書類等を提出していただきます。
 - 3 当社は、前 2 項による申し込みがあったときは、以下の各号の一に該当する場合を除きこれを承諾します。
 - (1) エディオンネットの提供上、不可欠となる電気通信サービスの提供事業者がサービス利用権の譲渡を承諾しないとき
 - (2) 譲受人が、第 10 条（利用申込の承諾）第 2 項に該当するとき
 - (3) 譲受人がすでにエディオンネットの契約者であり、新たにサービス利用権の譲渡を受けることで第 8 条（利用契約数の制限）に規定する利用契約数の限度を超えるなど、別に定める基準に抵触するとき
 - 4 譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利および義務を免責的に承継するものとします。

（地位の承継）

第 13 条の 3 相続または法人の合併もしくは会社分割により契約者の地位の包括的な承継（以下「相続等」といいます。）があった場合は、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により事業を承継する法人（以下「相続人等」といいます。）は、承継日を初日として 14 日以内に、当社の指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

2 前項の場合において当社は、相続人等に必要事項を確認するため、以下の証明書類その他当社が別途指定する証明書類を提出していただきます。

(1) 相続等があったことを証する書類

(2) 契約者たる地位が相続により承継された場合において、相続人が複数でありそのうち1人を承継者とするとき、そのことを証する書類

3 当社は、前2項による申し込みがあった場合は、これを承諾するものとします。ただし、以下の各号の一に該当するときは、当社は当該承諾をせず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) 承継日を初日として14日以内にその旨を届け出なかったとき。ただし、当社よりこれについて事前の承諾を得たときを除く。

(2) エディオンネットの提供上、不可欠となる電気通信サービスの提供事業者がサービス利用権の譲渡を承諾しないとき

(3) 相続人等が、第10条（利用申込の承諾）第2項に該当するとき

(4) 相続人等がすでにエディオンネットの契約者であり、新たに契約者の地位を承継されることで第8条（利用契約数の制限）に規定する利用契約数の限度を超えるなど、別に定める基準に抵触するとき

（権利譲渡の禁止）

第14条 契約者は、本約款の定めによることなく、エディオンネットの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

（当社が行う利用契約の解除）

第15条 当社は、第29条（提供の停止、禁止行為）の規定によりエディオンネットの利用を停止された契約者が提供の停止期間中にその禁止行為を止めない場合など当社が提供を停止した原因を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第29条（提供の停止、禁止行為）第1項各号のいずれかに該当する行為を行い、その禁止行為が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。

3 クレジットカードが無効になった場合または当社指定の方法により指定期日までに支払われない場合は、その利用契約を解除することがあります。

4 利用契約締結後、一定期間を経過してもなおサービス利用の開始が行われない場合は、その利用契約を全部または一部を解除することがあります。

5 当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、第3項および前項に規定する場合、契約者本人と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合はこの限りではありません。

（契約者が行う利用契約の解除）

第16条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社の指定する方法によりその旨を当社に通知するものとします。

2 第18条（サービスの廃止）第1項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたときは、当該廃止の日に関し当該品目に係る利用契約が解除されたものとします。ただし、同条第3項の規定によりエディオンネットの種類に変更があった場合はこの限りではありません。

（契約者が行う初期契約解除）

第17条 契約者は、別記2の接続サービスプランについて、その利用契約締結後に当社が契約内容を記載して交付した書面を受領した日を初日として8日以内にかぎり当社所定の窓口に応じ申し出ることにより別記6の6-2に定めるプラン契約解除料および別記7の7-4に定める違約金ならびに別記8に定める解約料を請求されることなく契約（端末も同時にご購入された場合、当該ご購入にかかる売買契約は含まれません。）を解除することができます。ただし、別記4の4-1に定める利用登録料および契約解除日までに利用した利用料金ならびに別に定める工事に関する費用については、当社に支払わなければならないものとします。

(サービスの廃止)

第18条 当社は、都合によりエディオンネットの全部または一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止する場合は契約者に対し廃止する3ヶ月前迄にその旨を通知します。ただし、提供するサービスに含まれる当社以外の電気通信事業者その他事業者の都合によりサービスを廃止せざるをえない場合はこの限りではありません。

3 契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより当該廃止に係る品目のサービスに代えて他の種類または品目のサービスを受けることができます。この場合の当該請求については第13条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

(サービス仕様の変更)

第19条 当社は、第3条1項の場合に、エディオンネットのサービス仕様、名称を変更することがあります。

2 当社は、第3条1項第2号によりサービス仕様を変更する場合は、変更する3ヶ月前までに、サービス仕様を変更する旨および変更後の内容とその変更日を、当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

第3章 料金等

(料金等)

第20条 エディオンネットの料金等は次の項目からなります。

区分	内容
初期費用	別記4の4-1に定める利用契約締結時の利用登録料
月額料金	①別記4の4-2に定めるサービス基本料 ②別記4の4-3に定める接続サービスプランの利用料金 ③別記4の4-4に定めるエディオンネットASPサービスプランのASP利用料金 ④別記4の4-5に定める付加サービスの料金 ⑤別記9に定めるユニバーサルサービス料 ⑥別記9の2に定める電話リレーサービス料 ⑦別記13に定める請求書発行手数料 ⑧本約款以外の関連規定に定める料金 ⑨別段の合意により発生する料金
都度料金	①別記6の6-2に定めるプラン契約解除料 ②別記7の7-4に定める違約金 ③別記8に定める解約料 ④別記8の2に定める事業者変更手数料 ⑤別記10に定めるEM Chip再発行手数料 ⑥別記11に定めるYM Chip再発行手数料 ⑦別記12に定めるコンビニ請求手数料 ⑧別記14に定める登録内容確認票再発行手数料 ⑨別記15に定める支払証明書発行に係る証明手数料および支払証明書発行手数料等 ⑩本約款以外の関連規定に定める料金 ⑪別段の合意により発生する料金

(契約者の支払い義務)

第21条 契約者は、エディオンネットの料金等を当社の指定する方法で支払期日までに支払うものとします。

この場合の支払金額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。また、料金等の料金

額および算定方法は、当社が別に定めるところによります。なお、支払われたエディオンネットの料金等は、契約解約時にも返却いたしません。

2 エディオンネットの提供の停止等によりエディオンネットを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 契約者は、第29条（提供の停止、禁止行為）によりエディオンネットの提供を停止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 契約者は、第30条（提供の中止）によりエディオンネットの提供を中止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 契約者は、第31条（通信利用の制限）によりエディオンネットの提供を制限、または中止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。
- (4) 契約者は、前4号の定めによるほか、第33条（利用不能の場合における料金等の精算）の規定による場合もしくは別に定める場合を除き、エディオンネットの利用ができなかった期間中の料金の支払いを要します。

（エディオンネットの料金等の請求時期および支払期日）

第22条 当社は、別に定める場合を除きエディオンネットの月額料金を毎月当社の定める日に請求いたします。

2 当社は、別に定める場合を除き初期費用を契約成立後速やかに支払期日を定めて請求いたします。

3 当社は、別に定める場合を除き都度料金を発生後速やかに支払期日を定めて請求いたします。

（遅延損害金）

第23条 契約者は、エディオンネットの料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき、発生当時の法定利率に基づき算出した遅延損害金を当社に支払うものとします。

（エディオンネットの課金開始日）

第24条 エディオンネットの課金開始日は、契約者の利用開始の有無にかかわらず、本サービスの利用が可能となった日以降の当社が別途定める日とします。

（接続サービスプランの課金開始月の利用料金）

第25条 契約者が第7条（利用申込）により接続サービスプランの利用が開始となった課金開始月の料金は、以下の計算式によって算出された額とします。

$$[\text{利用料金}] = [\text{月額利用料金}] \div [\text{課金開始月の月日数}] \times [\text{課金開始日の翌日から月末までの日数}]$$

（接続サービスプランの種類変更時の月額利用料金）

第26条 契約者が第13条（契約事項の変更等）第2項により接続サービスプランの種類の変更を行った場合、その変更月の月額利用料金は、変更前のサービス種類の月額利用料金を支払うものとします。

（サービスプランの解約月の月額利用料金）

第27条 契約者がサービスプランの利用契約の解除を行った場合、その解除月の月額利用料金は日割計算を行わず1ヶ月分の料金を支払うものとします。

（身体障がい者割引の適用）

第28条 契約者が、身体障害者手帳1級、2級または3級の交付を受けている場合、その身体障害者手帳のコピー等を提出することにより別記5に定める特定の接続サービスプランについて割引を受けることができるものとします。

第4章 提供の停止等

（提供の停止、禁止行為）

第29条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、エディオンネットの提供を停止することがあります。

(1) エディオンネットの料金等（他の事業者から債権譲渡もしくは代金回収代行委託を受けて当社が請求する料金を含む）、割増金、または遅延損害金を支払期日が経過してもなお支払わないとき。

(2) 以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき（ホームページ上でのリンクを含む）。

①第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権への侵害行為またはそのおそれのある行為

②第三者もしくは当社への誹謗、中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害行為またはそのおそれのある行為

③第三者もしくは当社に不利益を与える行為またはそのおそれのある行為

④公職選挙法に抵触する行為

⑤公序良俗に反する行為または青少年に悪影響を及ぼす内容を提供する行為

⑥「刑法」、「児童買春、児童ポルノ禁止法」、その他の法令に違反する行為または違反のおそれのある行為

⑦犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為

⑧各地方自治体が制定する条例に違反する行為またはそのおそれのある行為

⑨無限連鎖講（いわゆるネズミ講）の開設または勧誘を行う行為

⑩当社に無断で通信サービスまたはインターネット接続サービスを提供する行為

⑪ダイレクトメール等により第三者または当社に迷惑を与える行為

⑫電子掲示板、チャット、電子メール等で上記の各項に該当する行為、嫌がらせ、脅迫まがい等の行為

⑬自殺、集団自殺、心中等の助長、誘引、勧誘等を行う行為またはそのおそれのある行為

⑭その他、一般常識（マナー）に反する行為

⑮他の電気通信設備にネットワーク上から違法な侵入行為、または違法な行為を行うおそれのある場合

(3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(4) ウイルスまたはスパイウェア等の原因により契約者のコンピュータやネットワーク機器から第三者へ迷惑メールの送信またはコンピュータやネットワーク機器に不正アクセスを行う等の行為が発生し、当社からのウイルスまたはスパイウェア等の駆除依頼に対して速やかに対処しないとき。

(5) 脆弱性あるいは不具合等に起因し契約者のコンピュータやネットワーク機器から第三者もしくは当社のネットワーク機器に対し負荷などの悪影響を及ぼすことのおそれによる当社からの対処依頼に対して速やかに対処しないとき。

(6) 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼす行為、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりエディオンネットの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知します。ただし、契約者本人と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合および緊急でやむを得ないと当社が判断した場合はこの限りではありません。

(検査)

第29条の2 当社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、注意喚起対象者に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、注意喚起対象者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 第1項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、注意喚起対象者は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

(提供の中止)

第30条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、エディオンネットの提供を中止することがあります。

- (1) 当社もしくは電気通信事業者の保有する電気通信設備の保守上または工事上の必要があるとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限）の規定によるとき。

2 当社は、前項の規定によりエディオンネットの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用休止)

第30条の2 契約者は、当社が別に指定する方法により、接続サービスプラン等の利用休止（接続サービスプラン等の利用契約を維持したまま、その接続サービスプラン等を一時的に利用できない状態にすること）の申し込みを行った場合、契約者が利用休止申し入れの日の属する月の翌月1日から、利用休止となります。その場合の適用条件等は、別記18の定めによります。

2 契約者は、別記18に定めるもののほか、次の場合には利用休止の申し込みを行うことができません。

- ①利用休止を申し込む接続サービスプランが最低利用期間内である場合
- ②契約者が、第29条（提供の停止、禁止行為）に基づきエディオンネットの提供が停止されている場合
- ③エディオンネットASPサービスが契約中である場合
- ④付加サービス（ウイルスチェックサービスおよびメール追加サービスを除く）が契約中である場合
- ⑤エディオンネットの料金等の支払が遅延している場合

3 契約者は、利用休止の間、料金等が以下の通りであることを確認します。

- ①全休止（別記18 ア適用条件等参照。）の場合、休止期間中の料金等は、一切発生しません。
- ②接続サービスのみでの休止（基本機能は利用可能、別記18 区分イ参照。）の場合、サービス基本料（別記4の4-2参照。）は休止期間中も発生します。

4 当社は、当社が別に指定する方法により契約者から利用再開（利用休止の解除）の申し込みがあった場合は、速やかに接続サービスプラン等の提供の再開を行います。その場合、料金等は、利用再開（利用休止の解除）の申し込みのあった日の属する月から発生します。

(通信利用の制限)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻そうし、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、エディオンネットの提供を制限、または中止する措置を取ることがあります。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第31条の2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、契約者に事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状況に置く場合があります。

3 当社は、前2項の措置について、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第5章 雑則

(個人情報の利用目的)

第32条 当社は、次の各号に掲げる目的で利用契約の履行に際し知り得た契約者の個人情報を利用します。

- (1) 当社またはエディオングループに関する有益と思われる情報を契約者に提供するため
- (2) 当社が、サービス向上等の目的で個人情報を分析し、個人を識別できない形式に加工して利用するた

め

- (3) 当社が、サービスの提供の為に必要な業務を、個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先に委託するため
- (4) 当社、協定事業者または当社と提携する電気通信事業者のサービスを円滑に提供するため
- (5) その他、当社の個人情報保護方針 (<https://www.edion.co.jp/privacy/>) に定める利用目的のため

(個人情報の第三者提供)

第32条の2 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の個人情報を、次の各号に該当する場合を除き、契約者本人以外の第三者に提供しないものとします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令上の事務を遂行することに対し協力が必要な場合であって、本人の同意取得が当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 契約者本人の同意があった場合
- (4) 当社が協定事業者または当社と連携する電気通信事業者から債権譲渡を受けた料金の適格請求書を発行した場合に、その記載内容について債権譲渡元へ提供する場合

(個人情報の共同利用)

第32条の3 当社は、第32条（個人情報の利用目的）に定める内容を遂行するため、利用契約の履行に際し知り得た個人情報を、当社、協定事業者または提携する電気通信事業者と共同利用する場合があります。

- 2 共同利用の目的、共同利用する項目、共同利用者の範囲および共同利用の責任者等は、別記17 に定めるとおりとします。

(利用不能の場合における料金等の精算)

第33条 当社は、エディオンネットを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して連続24時間以上利用できなかったときは、契約者の請求に基づき当社は全く利用できない状態を知った時刻から、エディオンネットの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24 で除した数（小数点以下端数は切り捨てます）に基本料の月額60分の1を乗じて得た額を翌月の請求時に基本料から差し引きます。ただし、契約者は当該請求をなし得ることとなった日から90日以内に当該請求をしなかった場合は、その権利を失うものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社以外の電気通信事業者の保有する電気通信回線設備に起因する事由により、契約者によるエディオンネットの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、当該電気通信事業者より当社が受領する賠償額を限度として行うものとします。

(損害賠償の範囲)

第34条 当社は、エディオンネットの提供に関し、第33条（利用不能の場合における料金等の精算）で規定された場合を除き、契約者に対して何らの責任も負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

- 2 契約者が、本規約に違反または不正行為により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った通常の直接損害を賠償するものとします。
- 3 契約者が、エディオンネットの利用により第三者（他の利用者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

(契約者の義務)

第35条 契約者は、当社から発行されたお客様ID等、メールアドレスおよびパスワード管理の責任を負います。お客様ID等、メールアドレスおよびパスワードを紛失した場合や盗難に遭った場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則

に従うものとします。

- 3 エディオンネットから得た情報は、転載、転売、その他の如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認を行なうものとします。
- 4 契約者は、エディオンネットの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

(契約者への通知)

第36条 契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法により行うものとします。

- (1) 当社のエディオンネットホームページに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- (2) 当社が発行した契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスへ当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込の際、またはその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

(免責)

第37条 第三者が、契約者のお客様ID等を不正に使用する等の方法で、エディオンネットを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

- 2 当社は、エディオンネットの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は応じられません。
- 3 当社は、エディオンネットの完全な運用に努めますが、やむを得ない事由によるエディオンネットの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
- 4 当社は、契約者がエディオンネットによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、エディオンネットの使用により契約者に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
- 5 エディオンネットの使用により契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社は一切関与致しません。
- 6 当社は、エディオンネットの提供に関し、契約者に対して本約款に定める以外の如何なる事項にも責任も負いません。

(専属的合意管轄裁判所)

第38条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を契約者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第39条 本約款に関する準拠法は、日本法とします。

別記

1 エディオンネット基本機能

ア メールサービス（電子メールの送受信および閲覧を行えるサービス）機能	1 メールサービスの特定の機能、その信頼性、利用可能性および契約者の要求に応える能力など何らの保証をするものではありません。 2 メールサービスに必要な電子メールアドレス1つ（接続
-------------------------------------	---

	<p>サービスプランが基本コースのもの(を除く)を契約者に付与します。</p> <p>3 メールボックスは、データ容量を1GBとし、メールボックス内のメールデータを保持する最大期間を60日間とします。</p> <p>4 電子メールの送受信が可能なメール1通あたりのデータ容量は、200MB以下のものとします。</p>
<p>イ ブログサービス(当社が指定するサイト上で簡易にWebページの作成が行えるサービス機能) (エンジョイ!ブログ)</p>	<p>1 利用の開始にあたり、当社が指定する方法により利用登録手続きを行っていただく必要があります。また、その際「エンジョイ!ブログ利用規約」に同意していただく必要があります。</p> <p>2 利用が可能なWebページの容量は、4GBとします。</p>

2 接続サービスプランの種類もしくはサービスメニューの種類ごとの対応サービス、対応契約者回線、使用する契約者回線および接続方法等

<p>ア インターネット接続サービスのみを提供する接続サービスプラン等の種類 (1) タイプ1</p>					
<p>接続サービスプランの種類</p>	<p>接続サービスプランの種類もしくはサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等</p>				
<p>SoftBank コラボプラン</p>	<p>(ア) 左欄の接続サービスプランとあわせて利用契約の締結が必要となるソフトバンク株式会社が提供する電気通信サービス</p> <table border="1"> <tr> <td>SoftBank 光</td> </tr> <tr> <td>SoftBank A i r</td> </tr> <tr> <td>Yahoo!BB 光 with フレッツ</td> </tr> <tr> <td>Yahoo!BB 光 フレッツコース</td> </tr> </table> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	SoftBank 光	SoftBank A i r	Yahoo!BB 光 with フレッツ	Yahoo!BB 光 フレッツコース
SoftBank 光					
SoftBank A i r					
Yahoo!BB 光 with フレッツ					
Yahoo!BB 光 フレッツコース					
<p>SoftBank コラボプラン (e)</p>	<p>(ア) 左欄の接続サービスプランとあわせて利用契約の締結が必要となるソフトバンク株式会社が提供する電気通信サービス</p> <table border="1"> <tr> <td>SoftBank 光</td> </tr> <tr> <td>SoftBank A i r</td> </tr> </table> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	SoftBank 光	SoftBank A i r		
SoftBank 光					
SoftBank A i r					

ドコモ光コラボプラン	サービスメ ニュー区分	契約者回線等				
	(PPPoE)	<p>(ア) 株式会社NTTドコモが「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのを除く）を契約者回線として、PPPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <table border="1" data-bbox="831 495 1326 667"> <tr><td>ドコモ光戸建タイプA/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光戸建タイプA/西</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプA/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプA/西</td></tr> </table> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	ドコモ光戸建タイプA/東	ドコモ光戸建タイプA/西	ドコモ光マンションタイプA/東	ドコモ光マンションタイプA/西
	ドコモ光戸建タイプA/東					
ドコモ光戸建タイプA/西						
ドコモ光マンションタイプA/東						
ドコモ光マンションタイプA/西						
(IPoE)	<p>(ア) 株式会社NTTドコモが「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのを除く）を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <table border="1" data-bbox="831 958 1326 1131"> <tr><td>ドコモ光戸建タイプA/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光戸建タイプA/西</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプA/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプA/西</td></tr> </table> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	ドコモ光戸建タイプA/東	ドコモ光戸建タイプA/西	ドコモ光マンションタイプA/東	ドコモ光マンションタイプA/西	
ドコモ光戸建タイプA/東						
ドコモ光戸建タイプA/西						
ドコモ光マンションタイプA/東						
ドコモ光マンションタイプA/西						
(10ギガ IPoE)	<p>(ア) 株式会社NTTドコモが「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのを除く）を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <table border="1" data-bbox="831 1429 1326 1601"> <tr><td>ドコモ光戸建タイプB/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光戸建タイプB/西</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプB/東</td></tr> <tr><td>ドコモ光マンションタイプB/西</td></tr> </table> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	ドコモ光戸建タイプB/東	ドコモ光戸建タイプB/西	ドコモ光マンションタイプB/東	ドコモ光マンションタイプB/西	
ドコモ光戸建タイプB/東						
ドコモ光戸建タイプB/西						
ドコモ光マンションタイプB/東						
ドコモ光マンションタイプB/西						

フレッツプラン光	サービスメ ニュー区分	契約者回線等
	(PPPoE)	<p>(ア) 西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社（以下、総称して「NTT東西」といいます。別記2において同じとします。）が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツ光」(*2)（以下、別記2において「フレッツ光」といいます。）を契約者回線として、PPPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <p>(イ) 光コラボレーションモデル（NTT東西との「光コラボレーションモデルに関する契約」に基づき卸提供を受けた電気通信事業者が提供する契約者回線であって、当社のインターネット接続サービスの利用が可能となるもの。（以下、別記2において「コラボ光」といいます。）を契約者回線として、PPPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <p>(ウ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>
	(IPoE)	<p>(ア) NTT東西が提供する「フレッツ光」(*2)を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <p>(イ) 「コラボ光」を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <p>(ウ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>
フレッツプラン光X		<p>契約者回線等</p> <p>(ア) NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツ光クロス」（以下「フレッツ光クロス」といいます。）を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p> <p>(イ) 「フレッツ光クロス」に相当する「コラボ光」を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの</p>
フレッツプラン（ADSL）		<p>(ア) NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツADSL」（以下、別記2において「フレッツADSL」といいます。）を契約者回線とするもの</p> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>
フレッツプラン（ISDN）		<p>(ア) NTT西日本が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツISDN」（以下、別記2において「フレッツISDN」といいます。）を契約者回線とするもの</p> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>

エンジョイ☆コミュファ光

中部テレコミュニケーション株式会社が「光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）」に基づき提供する次表のコミュファ光ネットを契約者回線とするもの

サービスメニューの種類	コミュファ光ネットの種類
(ホーム)	ホーム・セレクト1G
	1Gホーム・セレクト
	1Gホーム・セレクト 自動更新なし
	300Mホーム・セレクト
	300Mホーム・セレクト 自動更新なし
	1ギガホーム・セレクト
	300メガホーム・セレクト
	ホーム1ギガ・セレクト
	ホーム300・セレクト
	ホーム100・セレクト
	(ホーム+)
10Gホーム・セレクト EX	
10Gホーム・セレクト EX 自動更新なし	
5Gホーム・セレクト EX	
5Gホーム・セレクト EX 自動更新なし	
(ホームミニ)	ホーム・セレクト30M
	30Mホーム・セレクト
	30Mホーム・セレクト 自動更新なし
	30メガホーム・セレクト
	ホーム30・セレクト
(マンション)	マンションF・セレクト1G
	マンションV・セレクト100M
	マンションL・セレクト100M
	1GマンションF・セレクト
	1GマンションF・セレクト 自動更新なし
	300MマンションF・セレクト
	300MマンションF・セレクト 自動更新なし
	100MマンションV・セレクト
	100MマンションV・セレクト 自動更新なし
	100MマンションL・セレクト
	100MマンションL・セレクト 自動更新なし
	1ギガマンションF・セレクト
	300メガマンションF・セレクト
	100メガマンションV・セレクト
	100メガマンションL・セレクト
	マンションF 1ギガ・セレクト
	マンションF 300・セレクト
	マンションV 100・セレクト
	マンションL 100・セレクト
マンションF 100・セレクト	
(マンション)	マンションF・セレクト10G

	+) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>10GマンションF・セレクト EX</td> </tr> <tr> <td>10GマンションF・セレクト EX 自動更新なし</td> </tr> <tr> <td>5GマンションF・セレクト EX</td> </tr> <tr> <td>5GマンションF・セレクト EX 自動更新なし</td> </tr> </table>	10GマンションF・セレクト EX	10GマンションF・セレクト EX 自動更新なし	5GマンションF・セレクト EX	5GマンションF・セレクト EX 自動更新なし
10GマンションF・セレクト EX					
10GマンションF・セレクト EX 自動更新なし					
5GマンションF・セレクト EX					
5GマンションF・セレクト EX 自動更新なし					
モバイルプラン (DL)	<p>(ア) 株式会社NTTドコモが「Xiサービス契約約款」に基づき提供するXiデータ専用プラン (以下、別記2において「Xiプラン」といいます。) を契約者回線とするもの</p> <p>(イ) 株式会社NTTドコモが「FOMAサービス契約約款」に基づき提供するFOMA定額データプラン (以下、別記2において「FOMA定額プラン」といいます。) を契約者回線とするもの</p>				

(2) タイプ2

接続サービスプランの種類	接続サービスプランの種類およびそのサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等				
<p>eeコース (当社または当社のグループ会社が提携するクレジットカード会社が発行する当社が指定するクレジットカードで代金決済をする契約者もしくは当社が別段に認めた契約者を対象とするもの)</p>	<p>(ア) 契約者からの指定により次のいずれかを1の契約者回線とするもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>フレッツ光(*2)</td> </tr> <tr> <td>コラボ光</td> </tr> <tr> <td>フレッツADSL</td> </tr> <tr> <td>フレッツISDN</td> </tr> </table> <p>※フレッツ光またはコラボ光を契約者回線とする場合は、PPPoE方式での接続に限ります。</p> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p> <p>備考 当社が指定するクレジットカードでの代金決済が不能となった場合は、代金決済が不能となった月の翌月から、契約者から指定された(ア)の契約者回線を契約者回線とするフレッツプラン光、フレッツプラン(ADSL)もしくはフレッツプラン(ISDN)のいずれかにサービスプランを変更します。ただし、(ア)の契約者回線の利用が指定されていない場合は、フレッツプラン(ADSL)にサービスプランを変更します。</p>	フレッツ光(*2)	コラボ光	フレッツADSL	フレッツISDN
フレッツ光(*2)					
コラボ光					
フレッツADSL					
フレッツISDN					
基本コース	<p>(ア) 契約者からの指定により次のいずれかを1の契約者回線とするもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>フレッツ光(*2)</td> </tr> <tr> <td>コラボ光</td> </tr> <tr> <td>フレッツADSL</td> </tr> <tr> <td>フレッツISDN</td> </tr> </table> <p>※フレッツ光またはコラボ光を契約者回線とする場合は、PPPoE方式での接続に限ります。</p> <p>(イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</p>	フレッツ光(*2)	コラボ光	フレッツADSL	フレッツISDN
フレッツ光(*2)					
コラボ光					
フレッツADSL					
フレッツISDN					

イ 契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプラン等の種類
(1) タイプ1

接続サービスプランの種類	接続サービスプランの種類およびそのサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等	
エディオンネット 基本パック	サービス メニュー区分	契約者回線等
	(ファミリー)	(ア) 当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー1（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、PPPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの (イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
	(ファミリー IPoE)	(ア) 当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー1（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの (イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
	(マンション)	(ア) 当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー2（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、PPPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの (イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
	(マンション IPoE)	(ア) 当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー2（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの (イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
エディオンネット基本パック X	サービス メニュー区分	契約者回線等
(ファミリー IPoE)	当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー1の品目が10Gbpsのものを契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの	
(マンション IPoE)	当社の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービスのメニュー2の品目が10Gbpsのものを契約者回線として、IPoE接続方式によりインターネット接続を行うもの	

<p>エンジョイ☆au ひかり</p>	<p>KDDI 株式会社が決める「FTTHサービス契約約款」の同意により利用可能となる当社が再販提供する「au ひかり」ネットサービスを契約者回線とするもの</p> <table border="1" data-bbox="587 280 1452 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 280 970 365">サービスメニューの種類</th> <th data-bbox="978 280 1452 365">（「au ひかり」ネットサービス）の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 365 970 405">(ホームずっとお得プラン)</td> <td data-bbox="978 365 1452 405">ずっとギガ放題（3年契約）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 405 970 445">(マンションギガ)</td> <td data-bbox="978 405 1452 445">マンション ギガ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 445 970 486">(マンションタイプV8)</td> <td data-bbox="978 445 1452 486">マンションタイプV（8契約以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 486 970 526">(マンションタイプV16)</td> <td data-bbox="978 486 1452 526">マンションタイプV（16契約以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 526 970 611">(マンションタイプ 都市機構DX)</td> <td data-bbox="978 526 1452 611">マンション 都市機構デラックス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 611 970 651">(マンションタイプE8)</td> <td data-bbox="978 611 1452 651">マンションタイプE（8契約以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 651 970 712">(マンションタイプE16)</td> <td data-bbox="978 651 1452 712">マンションタイプE（16契約以上）</td> </tr> </tbody> </table>	サービスメニューの種類	（「au ひかり」ネットサービス）の種類	(ホームずっとお得プラン)	ずっとギガ放題（3年契約）	(マンションギガ)	マンション ギガ	(マンションタイプV8)	マンションタイプV（8契約以上）	(マンションタイプV16)	マンションタイプV（16契約以上）	(マンションタイプ 都市機構DX)	マンション 都市機構デラックス	(マンションタイプE8)	マンションタイプE（8契約以上）	(マンションタイプE16)	マンションタイプE（16契約以上）
サービスメニューの種類	（「au ひかり」ネットサービス）の種類																
(ホームずっとお得プラン)	ずっとギガ放題（3年契約）																
(マンションギガ)	マンション ギガ																
(マンションタイプV8)	マンションタイプV（8契約以上）																
(マンションタイプV16)	マンションタイプV（16契約以上）																
(マンションタイプ 都市機構DX)	マンション 都市機構デラックス																
(マンションタイプE8)	マンションタイプE（8契約以上）																
(マンションタイプE16)	マンションタイプE（16契約以上）																
<p>WiMAX2+プラン</p>	<table border="1" data-bbox="587 750 1452 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 750 970 790">サービスメニューの種類</th> <th data-bbox="978 750 1452 790">契約者回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 790 970 831">(にねん)</td> <td data-bbox="978 790 1452 1357" rowspan="10"> <p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 965 1436 1055"> <tr> <td data-bbox="1002 965 1436 1005">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1005 1436 1055">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 831 970 871">(よねん)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 871 970 911">(ギガ放題にねん)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 911 970 952">(ギガ放題スタンダード)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 952 970 992">(ギガ放題3ねん)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 992 970 1032">(3ねん)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1032 970 1140">(新ギガ放題3ねんバリュー)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1140 970 1225">(新ギガ放題にねん自動更新あり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1225 970 1310">(新ギガ放題にねん自動更新なし)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1310 970 1357">(新ギガ放題 期間条件なし)</td> </tr> </tbody> </table>	サービスメニューの種類	契約者回線	(にねん)	<p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 965 1436 1055"> <tr> <td data-bbox="1002 965 1436 1005">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1005 1436 1055">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table>	WiMAX2+通信(*4)	au 4G LTE通信(*5)	(よねん)	(ギガ放題にねん)	(ギガ放題スタンダード)	(ギガ放題3ねん)	(3ねん)	(新ギガ放題3ねんバリュー)	(新ギガ放題にねん自動更新あり)	(新ギガ放題にねん自動更新なし)	(新ギガ放題 期間条件なし)	
サービスメニューの種類	契約者回線																
(にねん)	<p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 965 1436 1055"> <tr> <td data-bbox="1002 965 1436 1005">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1005 1436 1055">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table>	WiMAX2+通信(*4)	au 4G LTE通信(*5)														
WiMAX2+通信(*4)																	
au 4G LTE通信(*5)																	
(よねん)																	
(ギガ放題にねん)																	
(ギガ放題スタンダード)																	
(ギガ放題3ねん)																	
(3ねん)																	
(新ギガ放題3ねんバリュー)																	
(新ギガ放題にねん自動更新あり)																	
(新ギガ放題にねん自動更新なし)																	
(新ギガ放題 期間条件なし)																	
<p>WiMAX+5Gプラン</p>	<table border="1" data-bbox="587 1406 1452 1767"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 1406 970 1447">サービスメニューの種類</th> <th data-bbox="978 1406 1452 1447">契約者回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 1447 970 1487">(ギガ放題プラス3ねん)</td> <td data-bbox="978 1447 1452 1767" rowspan="4"> <p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 1626 1436 1756"> <tr> <td data-bbox="1002 1626 1436 1666">au 5G通信(*9)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1666 1436 1706">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1706 1436 1756">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1487 970 1572">(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1572 970 1657">(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1657 970 1767">(ギガ放題プラス 期間条件なし)</td> </tr> </tbody> </table>	サービスメニューの種類	契約者回線	(ギガ放題プラス3ねん)	<p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 1626 1436 1756"> <tr> <td data-bbox="1002 1626 1436 1666">au 5G通信(*9)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1666 1436 1706">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1706 1436 1756">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table>	au 5G通信(*9)	WiMAX2+通信(*4)	au 4G LTE通信(*5)	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)	(ギガ放題プラス 期間条件なし)						
サービスメニューの種類	契約者回線																
(ギガ放題プラス3ねん)	<p>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。</p> <table border="1" data-bbox="1002 1626 1436 1756"> <tr> <td data-bbox="1002 1626 1436 1666">au 5G通信(*9)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1666 1436 1706">WiMAX2+通信(*4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1706 1436 1756">au 4G LTE通信(*5)</td> </tr> </table>	au 5G通信(*9)	WiMAX2+通信(*4)	au 4G LTE通信(*5)													
au 5G通信(*9)																	
WiMAX2+通信(*4)																	
au 4G LTE通信(*5)																	
(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)																	
(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)																	
(ギガ放題プラス 期間条件なし)																	

WiMAX+5G(S)プラン	サービスメニューの種類	契約者回線
	(ギガ放題プラス 期間条件なし)	次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。
		au 5G通信(*9)
		WiMAX2+通信(*4)
		au 4G LTE通信(*5)
ふれあいプラン	(ア) 株式会社ちゅピCOMが提供するCATV網接続 (イ) モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの	
EM-LTEプラン	サービスメニュー区分	契約者回線
	(にねんスタンダード)	EM-LTE通信(*6)可能なもの
EM4Gプラン	サービスメニュー区分	契約者回線
	(にねんスタンダード)	EM4G通信(*7)可能なもの
YM4G+プラン	サービスメニュー区分	契約者回線
	(にねんスタンダード)	YM4G+通信(*8)可能なもの

備考

(*1) 対応可能なモバイル回線は次表のとおりとします。

提供事業者	モバイルサービスの種類
株式会社NTTドコモ	Xiプラン
	FOMA定額データプラン

(*2) 対応可能な「フレッツ光」は次のとおりとします。

フレッツ光ネクスト (ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼/マンション・スーパーハイスピードタイプ隼/ギガファミリー・スマートタイプ/ギガマンション・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイプ/マンション・ギガラインタイプ/ファミリー・ハイスピードタイプ/マンション・ハイスピードタイプ/ファミリータイプ/マンションタイプ)、フレッツ光ライト (ファミリータイプ/マンションタイプ)

(*4) UQコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるWiMAX2+通信

(*5) UQコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるau 4G LTE通信

(*6) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるLTE通信(*7) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるAXGP通信およびLTE通信(*8) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるAXGP通信およびLTE通信

(*9) UQコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるau 5G通信

3 エディオンネットASPサービスプランの種類

エディオンネットASPサービスプラン	
エンジョイ with U-NEXT	
備考	<p>(1) 「エンジョイ with U-NEXT」は、本約款のほか、株式会社U-NEXTが定める「ユーネクスト利用規約」および、その個別規定等に基づき提供されます。</p> <p>(2) 「エンジョイ with U-NEXT」は、当社が株式会社U-NEXTから委託を受けて運営するユーネクストプラットフォームのUI（ユーザーインターフェイス）を経由して提供されます。</p> <p>(3) 契約者は、株式会社U-NEXTとの間で締結する契約に基づく債権の全部を株式会社U-NEXTが当社に対し譲渡することにより当社がエンジョイ with U-NEXTの料金として請求することに同意するものとします。</p>
マルチデバイスセキュリティ with Norton Internet Security Online	
カスペルスキー セキュリティ	
i-フィルター月額版 for Windows	
i-フィルター月額版 for Android	
Internet S a g i W a l l for マルチデバイス	
W P S O f f i c e	
エディスマHEMSスタンダード for エディオンネット	
備考	当社が別に定める「エディスマHEMS・エネルギー管理支援サービスご利用規約」に基づき提供します。
ソフト使い放題	
パスワードマネージャー	
ノートン セキュリティ	
ノートン ID アドバイザー	
タブホ	
ウイルスバスター クラウド 月額版	

4 料金等および計算方法

4-1 初期費用（利用登録料）

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
エディオンネット 基本パック	(ファミリー)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)
	(ファミリー IPoE)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)
	(マンション)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)
	(マンション IPoE)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)
エディオンネット 基本パック X	(ファミリー IPoE)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)
	(マンション IPoE)	1 契約ごとに	3,000 円 (税込 価格 3,300 円)

WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラス 期間条件なし)	1契約ごとに	3,000円(税込価格3,300円)
WiMAX+5G(S)プラン	(ギガ放題プラス 期間条件なし)	1契約ごとに	3,000円(税込価格3,300円)
備考 ※新たに利用契約の締結を行わないサービスプランに係る料金は記載していません。			

4-2 サービス基本料

月額

区分	単位	料金額
別記2のア(インターネット接続サービスのみを提供する接続サービスプラン等の種類)のタイプ1およびイ(契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプランの種類)のタイプ1の接続サービスプランに係るもの	1契約ごとに	300円(税込価格330円)

4-3 接続サービスプランの利用料金

4-3-1 月額固定料金(別記2のア(インターネット接続サービスのみを提供するサービスプラン等の種類)のタイプ1およびイ(契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプランの種類)のタイプ1の接続サービスプランに係るもの

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
フレッツプラン光	(PPPoE)	1契約ごとに	1,200円(税込価格1,320円)
	(IPoE)	1契約ごとに	1,200円(税込価格1,320円)
フレッツプラン光X	—	1契約ごとに	1,900円(税込価格2,090円)
フレッツプラン(ADSL)	—	1契約ごとに	900円(税込価格990円)
フレッツプラン(ISDN)	—	1契約ごとに	900円(税込価格990円)
エンジョイ☆au ひかり	(ホームずっとお得プラン)	1契約ごとに	課金開始月から12か月目まで4,800円(税込価格5,280円) 13か月目から24か月目まで4,700円(税込価格5,170円) 25か月目以降4,600円(税込価格5,060円)
	(マンションギガ)	1契約ごとに	3,750円(税込価格4,125円)
	(マンションタイプV8)	1契約ごとに	3,400円(税込価格3,740円)

	(マンションタイプV16)	1 契約ごとに	3,100円 (税込価格 3,410円)
	(マンションタイプ 都市機構 DX)	1 契約ごとに	3,100円 (税込価格 3,410円)
	(マンションタイプE8)	1 契約ごとに	3,400円 (税込価格 3,740円)
	(マンションタイプE16)	1 契約ごとに	3,100円 (税込価格 3,410円)
エンジョイ☆コミュファ光	(ホーム)	1 契約ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(ホーム+)	1 契約ごとに	1,100円 (税込価格 1,210円)
	(ホームミニ)	1 契約ごとに	748円 (税込価格822 円)
	(マンション)	1 契約ごとに	900円 (税込価格990 円)
	(マンション+)	1 契約ごとに	1,100円 (税込価格 1,210円)
エディオンネット 基本パック	(ファミリー)	1 契約ごとに	4,700円 (税込価格 5,170円)
	(ファミリー IPoE)	1 契約ごとに	4,700円 (税込価格 5,170円)
	(マンション)	1 契約ごとに	3,400円 (税込価格 3,740円)
	(マンション IPoE)	1 契約ごとに	3,400円 (税込価格 3,740円)
エディオンネット 基本パック X	(ファミリー IPoE)	1 契約ごとに	6,450円 (税込価格 7,095円)
	(マンション IPoE)	1 契約ごとに	6,450円 (税込価格 7,095円)
WiMAX2+プラン	(にねん)	1 契約ごとに	3,896円 (税込価格 4,285円)
	(よねん)	1 契約ごとに	3,896円 (税込価格 4,285円)
	(ギガ放題にねん)	1 契約ごとに	4,580円 (税込価格 5,038円)
	(ギガ放題スタンダード)	1 契約ごとに	5,580円 (税込価格 6,138円)
	(ギガ放題3ねん)	1 契約ごとに	4,580円 (税込価格 5,038円)
	(3ねん)	1 契約ごとに	3,896円 (税込価格 4,285円)
	(新ギガ放題3ねん バリュ ー)	1 契約ごとに	3,580円 (税込価格 3,938円)
	(新ギガ放題にねん 自動更新 あり)	1 契約ごとに	3,580円 (税込価格 3,938円)
	(新ギガ放題にねん 自動更新	1 契約ごとに	3,580円 (税込価格

	なし)		3,938円)
	(新ギガ放題 期間条件なし)	1契約ごとに	3,750円(税込価格 4,125円)
WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラス3ねん)	1契約ごとに	4,080円(税込価格 4,488円)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)	1契約ごとに	4,080円(税込価格 4,488円)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)	1契約ごとに	4,080円(税込価格 4,488円)
	(ギガ放題プラス 期間条件なし)	1契約ごとに	4,200円(税込価格 4,620円)
WiMAX+5G(S)プラン	(ギガ放題プラス 期間条件なし)	1契約ごとに	4,200円(税込価格 4,620円)
EM-LTEプラン	(にねんスタンダード)	1契約ごとに	3,396円(税込価格 3,735円)
EM4Gプラン	(にねんスタンダード)	1契約ごとに	3,396円(税込価格 3,735円)
YM4G+プラン	(にねんスタンダード)	1契約ごとに	3,396円(税込価格 3,735円)
モバイルプラン(DL)	—	1契約ごとに	200円(税込価格220円)
ふれあいプラン	—	1契約ごとに	4,000円(税込価格 4,400円)

4-3-2 月額固定料金(別記2のア(インターネット接続サービスのみを提供するサービスプラン等の種類)のタイプ2

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類	単位	料金額
eeコース	1契約ごとに	800円(税込価格880円)
基本コース	1契約ごとに	1,900円(税込価格2,090円)

4-3-3 削除

4-3-4 PAモード利用料

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)	料金月におけるプラスエリアモード(*)での利用ごとに	1,000円(税込価格1,100円)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)		
	(ギガ放題プラス 期間条件なし)		
WiMAX+5G(S)プラン	(ギガ放題プラス 期間条件なし)		

(*) プラスエリアモードは、対象プランを使用するためのモバイル通信機器において、800MHz帯域のau 4G LTE通信が可能となる通信モード

4-4 エディオンネットASPサービスプランの料金

4-4-1 固定料金

月額

エディオンネットASPサービスプランの種類	単位	料金額
エンジョイ with U-NEXT	1 契約ごとに	1,896円 (税込価格 2,085円)
マルチデバイスセキュリティ with Norton Internet Security Online	1 契約ごとに	490 円 (税込価格 539 円)
カスペルスキー セキュリティ	1 契約ごとに	420 円 (税込価格 462 円)
i-フィルター月額版 for Windows	1 契約ごとに	200 円 (税込価格 220 円)
i-フィルター月額版 for Android	1 契約ごとに	200 円 (税込価格 220 円)
Internet S a g i W a l l for マルチデバイス	1 契約ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
W P S O f f i c e	1 契約ごとに	350 円 (税込価格 385 円)
エディスマHEMSスタンダード for エディオンネット	1 契約ごとに	250 円 (税込価格 275 円)
ソフト使い放題	1 契約ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
パスワードマネージャー	1 契約ごとに	150 円 (税込価格 165 円)
ノートン セキュリティ	1 契約ごとに	570 円 (税込価格 627 円)
ノートン I D アドバイザー	1 契約ごとに	380 円 (税込価格 418 円)
タブホ	1 契約ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
ウイルスバスター クラウド 月額版	1 契約ごとに	429 円 (税込価格 471 円)

4-4-2 PPV視聴料金

月額

エディオンネットASPサービスプランの種類	単位	料金額
エンジョイ with U-NEXT	PPV 対象コンテンツ毎	視聴時に指定する料金

4-5 付加サービスの種類および料金

4-5-1 サービスオプションの種類および料金

対象区分	サービスオプションの種類	単位	料金額
契約者すべてを対象と	ウイルスチェックサービス	1 メールアドレスごとに	200円 (税込価

するもの			格220円)	
	メールアドレス追加サービス	1 メールアドレスごとに	300円 (税込価格330円)	
WiMAX 2+プランの契約者を対象とするもの	グローバルIP オプション (WiMAX 2+)	1 契約ごとに	96円 (税込価格105円)	
WiMAX +5Gプランの契約者を対象とするもの	グローバルIP オプション (WiMAX +5G)	1 契約ごとに	96円 (税込価格105円)	
EM-LTEプランの契約者を対象とするもの	EM故障安心サービス	1 契約ごとに	150円 (税込価格165円)	
	備考	対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能		
EM4Gプランの契約者を対象とするもの	EM4G故障安心サービス	1 契約ごとに	150円 (税込価格165円)	
	備考	対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能		
YM4G+プランの契約者を対象とするもの	YM4G+故障安心サービス	1 契約ごとに	150円 (税込価格165円)	
	備考	対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能		
フレッツ光 (コラボ光を含む) 対応のPPPoE接続方式によりインターネット接続を行う接続サービスプラン / サービスメニュー (SoftBank 光を除く) の契約者を対象とするもの	エンジョイIP フォン	1 契約ごとに	—	
	備考	1 IPフォン利用規約に基づき提供します。 2 有料通話先への通話料、ユニバーサルサービス料等が別途必要になります。		
当社が別段に利用を認めた契約者	商用ホームページ開設	1 契約ごとに	2,000円 (税込価格2,200円)	
	備考	1 ホームページ開設サービス (商用) 利用規約に基づき提供します。 2 利用可能なサーバーの基本容量は、10MBとします。 3 サーバーの基本容量を超える容量を利用する場合は、5MBを1単位として、1単位ごとに容量追加の申し込みを行うことができます。なお、容量追加を行った場合は、1単位 (5MB) ごとに月額500円 (税込価格550円) の支払いが別途必要となります。		
		個人ホームページ開設	1 契約ごとに	—
	備考	1 ホームページ開設サービス (個人) 利用規約に基づき提供します。 2 利用可能なサーバーの基本容量は、10MBとします。 3 サーバーの基本容量を超える容量を利用する場合は、5MBを1単位として、1単位ごとに容量追加の申し込みを行うことができます。なお、容量追加を行った場合は、1単位 (5MB) ごとに月額500円 (税込価格550円) の支払いが別途必要となります。		
エディオンネット 基本パックおよびエディオンネット 基本パックXの契約者を対象とするもの	(ア) 当社が「IP通信網サービス契約約款」に定める付加サービス (イ) 当社が「光テレビ伝送サービス利用規約」に定める光テレビ			

エディオンネット 基本パックおよびエディオンネット 基本パック X の契約者を対象とするもの	当社が「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に定める光電話およびその付加サービス
--	---

- 5 身体障がい者割引適用可能な接続サービスプランおよび割引適用額
第28条（身体障がい者割引の適用）の対象となる接続サービスプランおよび利用料金からの割引適用額は次表のとおりです。

接続サービスプランの種類	割引額
フレッツプラン光	800円（税込価格880円）
フレッツプラン（ADSL）	500円（税込価格550円）
フレッツプラン（ISDN）	500円（税込価格550円）
基本コース	950円（税込価格1,045円）

- 6 プラン最低利用期間およびプラン契約解除料

6-1 プラン最低利用期間

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		プラン最低利用期間
サービスプラン	サービスメニュー	
フレッツプラン光	全サービスメニュー	課金開始日から3ヶ月後の末日まで
フレッツプラン光X	—	課金開始日から3ヶ月後の末日まで
フレッツプラン（ADSL）	—	課金開始日から3ヶ月後の末日まで
エンジョイ☆コミュファ光	全サービスメニュー	課金開始日から11ヶ月後の末日まで

6-2 プラン契約解除料

6-1で定めるプラン最低利用期間内に当該接続サービスプランの契約解除を行った場合は次のプラン契約解除料を請求します。

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		プラン契約解除料
サービスプラン	サービスメニュー	
フレッツプラン光	全サービスメニュー	700円（税込価格770円）
フレッツプラン光X	—	700円（税込価格770円）
フレッツプラン（ADSL）	—	700円（税込価格770円）
エンジョイ☆コミュファ光	全サービスメニュー	700円（税込価格770円）

- 7 契約期間および違約金

7-1 契約期間

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		契約期間
サービスプラン	サービスメニュー	
エンジョイ☆au ひかり	（ホームずっとお得プラン）	36ヶ月間（初回契約期間は課金開始月を1ヶ月目として36ヶ月目の末日までとします。）
WiMAX2+プラン	（にねん）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
	（ギガ放題にねん）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
	（よねん）	48ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を1ヶ月

		目として49ヶ月目の末日までとします。)
	(ギガ放題3ねん)	36ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。)
	(3ねん)	36ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。)
	(新ギガ放題3ねん バリュー)	36ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。)
	(新ギガ放題にねん 自動更新あり)	24ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。)
	(新ギガ放題にねん 自動更新なし)	利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。
WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラス3ねん)	36ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)	24ヶ月間(初回契約期間は利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)	利用開始月を1ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。
EM-LTEプラン	(にねんスタンダード)	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間
EM4Gプラン	(にねんスタンダード)	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間
YM4G+プラン	(にねんスタンダード)	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間

7-2 契約の更新

次表の接続サービスプランおよびサービスメニューごとに定める契約更新期間内に契約解除の申し出がない場合は、次の①および②の場合を除き契約満了月の翌月の1日を起算日として規定の期間を契約期間として契約を更新します。

①WiMAX2+プラン(新ギガ放題にねん 自動更新なし)は、契約満了月の翌月の1日にWiMAX2+プラン(新ギガ放題 期間条件なし)へ変更します。

②WiMAX+5Gプラン(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)は、契約満了月の翌月の1日にWiMAX+5Gプラン(ギガ放題プラス 期間条件なし)へ変更します。

契約更新期間の区分	接続サービスプランおよびサービスメニューの種類	
	サービスプラン	サービスメニュー
契約満了月の1日から契約満了月の翌々月の25日までとするもの	エンジョイ☆au ひかり	(ホームずっとお得プラン)
契約満了月の末日から契約満了月の翌月の末日までとするもの	WiMAX2+プラン	(にねん)
		(ギガ放題にねん)
		(よねん)
		(ギガ放題3ねん)
		(新ギガ放題3ねん バリュー)
	WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラス3ねん)
契約満了月とするもの	WiMAX2+プラン	(新ギガ放題にねん 自動更新なし)
	WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)
契約満了月およびその翌2ヶ月間とす	WiMAX2+プラン	(新ギガ放題にねん 自動更新あり)

るもの	WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)
契約満了月の1日から契約満了月の翌々月の末日までとするもの	EM-LTEプラン	(にねんスタンダード)
	EM4Gプラン	(にねんスタンダード)
	YM4G+プラン	(にねんスタンダード)

7-3 違約金の発生

契約者は、その契約について、利用契約の解除または接続サービスプラン（対象となるサービスメニューを含む）の種類の変更があった場合は、7-4に定める違約金を支払うものとします。ただし、7-5に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

7-4 違約金の額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		違約金
サービスプラン	サービスメニュー	
エンジョイ☆au ひかり	(ホームずっとお得プラン)	15,000円(税込価格16,500円) 但し、2022年7月1日以降に契約を締結した契約者は、4,300円(税込価格4,730円)とします。
WiMAX2+プラン	(にねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(よねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(ギガ放題にねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(ギガ放題3ねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(3ねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(新ギガ放題3ねんバリュー)	9,500円(税込価格10,450円)
	(新ギガ放題にねん自動更新あり)	1,000円(税込価格1,100円)
	(新ギガ放題にねん自動更新なし)	1,000円(税込価格1,100円)
WiMAX+5Gプラン	(ギガ放題プラス3ねん)	9,500円(税込価格10,450円)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新あり)	1,000円(税込価格1,100円)
	(ギガ放題プラスにねん 自動更新なし)	1,000円(税込価格1,100円)
EM-LTEプラン	(にねんスタンダード)	9,500円(税込価格10,450円)
EM4Gプラン	(にねんスタンダード)	9,500円(税込価格10,450円)
YM4G+プラン	(にねんスタンダード)	9,500円(税込価格10,450円)

7-5 適用除外要件

7-2(契約の更新)に定める契約更新期間に接続サービスプラン(対象となるサービスメニューを含む)の契約解除もしくは接続サービスプラン(対象となるサービスメニューを含む)の種類の変更があったとき。

8 解約料

契約者は、解約料の対象となる接続サービスプランの解約を行った場合は、利用継続期間に関わらず以下の解約料を支払うものとします。

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		解約料
サービスプラン	サービスメニュー	

エディオンネット 基本パック	(ファミリー)	3,000円 (税込価格3,300円)
	(ファミリー IPoE)	
	(マンション)	
	(マンション IPoE)	
エディオンネット 基本パック X	(ファミリー IPoE)	3,000円 (税込価格3,300円)
	(マンション IPoE)	

8の2 事業者変更手数料

契約者は、当社が別に定める「IP通信網サービス契約約款」第19条の2により事業者変更を行うときは、以下の事業者変更手数料を支払うものとします。

事業者変更手数料	3,000円 (税込価格3,300円)
----------	---------------------

9 ユニバーサルサービス料の適用

ユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する接続サービスプランまたは付加サービスについて、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。

接続サービスプランまたは付加サービス	電気通信番号
WiMAX2+プラン	端末回線番号
EM-LTEプラン	端末回線番号
WiMAX+5Gプラン	端末回線番号
WiMAX+5G(S)プラン	端末回線番号
EM4Gプラン	端末回線番号
YM4G+プラン	端末回線番号
エンジョイIPフォン	契約者電話番号
音声利用IP通信網サービス契約約款に定めるユニバーサルサービス料が適用されるもの	音声利用IP通信網サービス契約約款に定めるユニバーサルサービス料が適用されるものの電気通信番号
ユニバーサルサービス料は、月ごとに発生します。 ユニバーサルサービス料は、1電気通信番号ごとに発生します。 ユニバーサルサービス料は、半年に1度見直しが行われ決定します。 ※料金額等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ (https://www.tca.or.jp) で確認できます。	

9の2 電話リレーサービス料の適用

電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する接続サービスプランまたは付加サービスについて、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。

接続サービスプランまたは付加サービス	電気通信番号
WiMAX2+プラン	端末回線番号
EM-LTEプラン	端末回線番号
WiMAX+5Gプラン	端末回線番号
WiMAX+5G(S)プラン	端末回線番号
EM4Gプラン	端末回線番号
YM4G+プラン	端末回線番号
エンジョイIPフォン	契約者電話番号
音声利用IP通信網サービス契約約款に定める電話リレーサービス料が適用されるもの	音声利用IP通信網サービス契約約款に定める電話リレーサービス料が適用されるものの電気通信番号
電話リレーサービス料は、指定月ごとに発生します。 電話リレーサービス料は、1電気通信番号ごとに発生します。 電話リレーサービス料は、1年に1度見直しが行われ決定します。	

※料金額や支払対象月等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ
(<https://www.tca.or.jp>) で確認できます。

10 EM Chipの再発行

EM Chip故障等により当社の指定する方法での契約者からの届出により当社が必要と認めた場合は、以下に定めるEM Chip再発行手数料を支払いEM Chipの再発行を受けることができます。

EM Chip再発行手数料	2,000円 (税込価格2,200円)
---------------	---------------------

11 YM Chipの再発行

YM Chip故障等により当社の指定する方法での契約者からの届出により当社が必要と認めた場合は、以下に定めるYM Chip再発行手数料を支払いYM Chipの再発行を受けることができます。

YM Chip再発行手数料	3,000円 (税込価格3,300円)
---------------	---------------------

12 コンビニエンスストア専用払込依頼書による請求

当社は、当社が認めた契約者の支払い方法による料金等の支払い決済ができないことが事前に判明した場合、もしくはできなかった場合にコンビニエンスストア専用払込依頼書による料金等の払込請求を行います。その場合、次のコンビニ請求手数料をあわせて請求いたします。

請求金額	コンビニ請求手数料
コンビニ請求手数料の税込金額を含んだ請求金額が50,000円未満の場合	255円 (税込価格280円)
コンビニ請求手数料の税込金額を含んだ請求金額が50,000円以上の場合	446円 (税込価格490円)

13 請求書の発行

当社は、預金口座振替による支払いを行う契約者の申し出により料金等の請求書の発行を行います。その場合、原則として次の請求書発行手数料（普通郵便による郵送料を含む）を請求いたします。また、クレジットカードによる支払いを行う契約者には料金等の請求書の発行は行いません。

請求書発行手数料（月額料金）	200円 (税込価格220円)
----------------	-----------------

14 登録内容確認票の再発行

当社は、契約者の申し出により、第10条（利用申込の承諾）に基づき通知を行うための書類（登録内容確認票）の再発行を行います。その場合、原則として次の登録内容確認票再発行手数料（普通郵便による郵送料を含む）を請求いたします。

登録内容確認票再発行手数料	300円 (税込価格330円)
---------------	-----------------

15 支払証明書の発行

当社は、契約者の申し出により、当社がエディオンネットに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、エディオンネットおよび附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。その場合、次の手数料等を請求いたします。

請求項目	単位	料金額
証明手数料	1契約ごとに	300円 (税込価格330円)
支払証明書発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円 (税込価格440円)
備考 支払証明書の発行を受けるときは、上記手数料のほか、支払証明書の発行に係る印紙代（実費）および郵送料（実費）が必要となります。		

16 接続サービスプランの種類ごとの定め

接続サービスプランの種類ごとに別に定める事項は以下の対応規定に定めます。

接続サービスプランの種類	サービスメニュー	対応規定
エディオンネット 基本パック	全サービスメニュー	IP通信網サービス契約約款
	(ファミリー IPoE)	IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供に関する規約
	(マンション IPoE)	
エディオンネット 基本パックX	(ファミリー IPoE)	<ul style="list-style-type: none"> IP通信網サービス契約約款 IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供に関する規約
	(マンション IPoE)	
SoftBank コラボプラン	—	SoftBank コラボサービス特約
SoftBank コラボプラン (e)	—	SoftBank コラボサービス特約
ドコモ光コラボプラン	全サービスメニュー	ドコモ光コラボプラン特約
	(IPoE)	IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供に関する規約
	(10ギガ IPoE)	
フレッツプラン光	(IPoE)	IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供に関する規約
フレッツプラン光X	—	IPoE (IPv4 over IPv6) 接続機能の提供に関する規約
エンジョイ☆au ひかり	—	エンジョイ☆au ひかり特約
WiMAX2+プラン	全サービスメニュー	WiMAX2+サービス特約
EM-LTEプラン	(にねんスタンダード)	EM-LTE特約
EM4Gプラン	(にねんスタンダード)	EM4G特約
YM4G+プラン	(にねんスタンダード)	YM4G+特約
WiMAX+5Gプラン	全サービスメニュー	WiMAX+5G通信サービス規約
WiMAX+5G (S) プラン	—	

17 個人情報の共同利用

対象サービスプラン	共同利用の内容	
エディオンネット 基本パック、WiMAX+5G (S) プラン、WiMAX+5Gプラン、WiMAX2+プラン	利用目的	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社が提供する「au スマートバリュー」および「自宅セット割 インターネットコース」の受付業務および適用のため
	共同利用者	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社
	利用項目	氏名、住所、電話番号および契約状況に係る情報
	管理責任者	個人情報の管理について責任を有する者は、当社です。

18 利用休止

区分	利用休止の対象となる接続サービスプラン等	休止条件	適用条件等
ア 区分イまたは区分ウの接続サービスプランの提供の休止を行う場合にのみその接続サービスプランとあわせて利用休止となる、もしくは申し	エディオンネット基本サービス (別記1のエディオンネット基本機能を提供するものであって別記4の4-2のサービス基本料の支払い対象となるサービス)	区分イまたは区分ウの接続サービスプランの提供の休止の申入れをし、かつエディオンネット基本サービスの提供の休止の申入れをすること。ただし、第30条の2第	<ol style="list-style-type: none"> 区分イの接続サービスプランの利用休止とあわせて利用休止する場合は、区分イの適用条件に従います。 区分ウの接続サービスプランの利用休

込みが可能となるもの		2項の場合を除きます。	止を行った場合、自動的に利用休止となり、区分ウの適用条件に従います。						
イ 当社へ利用休止の申し込みを行うことにより利用休止が可能な接続サービスプラン	<table border="1"> <tr><td data-bbox="448 360 836 405">フレッツプラン光</td></tr> <tr><td data-bbox="448 405 836 450">フレッツプラン光X</td></tr> <tr><td data-bbox="448 450 836 495">フレッツプラン (ADSL)</td></tr> <tr><td data-bbox="448 495 836 539">フレッツプラン (ISDN)</td></tr> <tr><td data-bbox="448 539 836 584">モバイルプラン (DL)</td></tr> <tr><td data-bbox="448 584 836 629">エンジョイ☆コミュファ光</td></tr> </table>	フレッツプラン光	フレッツプラン光X	フレッツプラン (ADSL)	フレッツプラン (ISDN)	モバイルプラン (DL)	エンジョイ☆コミュファ光	区分イの接続サービスプランの提供の休止の申し込みをすること。ただし、第30条の2第2項の場合を除きます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用休止開始月（当社が利用休止の申し込みを受け付けた日が属する月）は、利用休止する接続サービスプラン等に係る月額料金の支払いを要します。 2 利用休止は、利用休止開始月を起算月として12ヶ月後の末日（以下「利用休止期間満了日」といいます。）を利用休止期限とします。 3 利用休止期限までに利用再開の申し込みが無い場合は、利用休止満了日の翌日から自動的に利用再開となります。
フレッツプラン光									
フレッツプラン光X									
フレッツプラン (ADSL)									
フレッツプラン (ISDN)									
モバイルプラン (DL)									
エンジョイ☆コミュファ光									

附則

（実施期日）

- 1 本約款は、2012年6月1日から実施します。
- 2 本約款実施に際し、「エンジョイネット契約約款」の適用を受けている者は、本約款の実施日において、本約款の適用を受けるものとします。
- 3 本約款実施に際し、「エディオン クォルネット インターネット接続サービス約款」の適用を受けている者は、本約款の実施日において本約款の適用を受けるものとします。

附則

（実施期日）

本約款は、2012年8月8日から実施します。

附則

（実施期日）

本約款は、2012年10月1日から実施します。

附則

（実施期日）

本約款は、2013年2月26日から実施します。

附則

（実施期日）

本約款は、2013年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2013年8月2日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2013年10月31日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2014年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2014年7月25日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2014年10月23日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2014年12月13日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2015年2月2日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2015年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2015年10月28日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2016年1月27日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2016年4月28日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2016年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2016年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年5月31日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年6月30日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2017年11月20日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2018年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2018年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2019年1月17日から実施します。

(サービス終了)

当社は、2020年3月31日において、現行の規定により提供しているW i M A X通信サービスを終了することとします。これに伴い、2020年3月31日をもってW i M A Xプランを廃止します。

附則

(実施期日)

本約款は、2019年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2019年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2019年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2020年4月1日から実施します。

(サービスの統廃合)

モバイルプラン (S T) は、2020年10月1日より現行のモバイルプラン (D L) に統合したうえで、廃止します。したがって、モバイルプラン (S T) 契約者の契約は、2020年10月1日から現行のモバイルプラン (D L) の契約に変更されます。

附則

(実施期日)

本約款は、2020年6月1日から実施します。

(サービスの統廃合時期の変更)

モバイルプラン (S T) を現行のモバイルプラン (D L) へ統合、廃止する時期を、2020年10月1日から2022年4月1日へ変更します。したがって、モバイルプラン (S T) 契約者の契約は、2022年4月1日から現行のモバイルプラン (D L) の契約に変更されます。

附則

(サービスプラン名称の改変およびサービスメニュー新設の実施)

「フレッツ光」および「コラボ光」を契約者回線とするインターネット接続方式における I P o E 接続方式の追加対応に伴い以下のとおりサービスプラン名称の改変とサービスメニューの新設を実施します。なお、附則実施日以前の該当サービスプラン契約者には P P P o E 接続方式が適用されているところ、当該実施日以降も

変わらずPPPoE接続方式が適用されます。

変更前		変更後		
サービスプラン	サービスメニュー	サービスプラン	区分	サービスメニュー
エディオンネット IoTパック	(ファミリー)	エディオンネット IoTパック	PPPoE接続方式のもの	(ファミリー)
			IPoE接続方式のもの	(ファミリー IPoE)
	(マンション)		PPPoE接続方式のもの	(マンション)
			IPoE接続方式のもの	(マンション IPoE)
エディオンネット 基本パック	(ファミリー)	エディオンネット 基本パック	PPPoE接続方式のもの	(ファミリー)
			IPoE接続方式のもの	(ファミリー IPoE)
	(マンション)		PPPoE接続方式のもの	(マンション)
			IPoE接続方式のもの	(マンション IPoE)
ドコモ光コラボプラン	-	ドコモ光コラボプラン	PPPoE接続方式のもの	(PPPoE)
			IPoE接続方式のもの	(IPoE)
フレッツプラン (光)	-	フレッツプラン光	PPPoE接続方式のもの	(PPPoE)
			IPoE接続方式のもの	(IPoE)

(実施期日)

本約款は、2020年10月27日から実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2020年12月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2021年3月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2021年4月1日より実施します。ただし、WiMAX+5Gプランに限り、その全サービスメニューの提供を2021年4月8日より実施するものとします。

附則

(実施期日)

本約款は、2021年6月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2021年7月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2021年9月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2022年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2022年7月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2022年9月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2023年1月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2023年4月18日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2023年6月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2023年10月16日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2023年12月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年2月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年3月1日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年4月1日より実施します。

(サービスプランの廃止)

一般電話回線を介して行うダイヤルアップ接続の提供終了に伴い、「デイトタイムコース」を廃止します。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年8月20日より実施します。

附則

(実施期日)

本約款は、2024年10月1日より実施します。